

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第90号

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例

新潟市火災予防条例（昭和37年新潟市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」を「第54条」に，「第54条・第55条」を「第55条・第56条」に改める。

第55条を第56条とし，第54条を第55条とする。

第7章中第53条を第54条とし，第52条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第53条 消防長は，防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため，当該防火対象物の消防用設備等の状況が，法，令又はこの条例の規定に違反する場合は，その旨を公表することができる。

2 消防長は，前項の規定による公表をしようとする場合は，当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表等の手続は，規則で定める。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。